

最低賃金の大幅な引上げに伴い 賃金を引き上げた事業者の 皆様を支援します!!

申請期間
令和8年 2月20日(金) ~ 9月30日(水)



地域別最低賃金の引上げへの対応として、
急激な賃上げに苦慮する事業者の皆様負担を軽減し、
賃金アップを後押しするための支援金です。



支援金額

1時間あたりの賃金の引上げ額に応じて、従業員1人あたり以下の金額を支給します。
(支出上限) 1事業者 50万円

引上げ額	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
77円以上の引上げ	5万円	3万円
64円以上77円未満の引上げ	4万円	2万円

支給対象となる事業者

山形県内に事業所を有し、以下の要件を満たす
中小企業・個人事業主が対象です。

雇用実態 山形県内の事業所で従業員(常時使用)を1人以上雇用していること。

納税状況 山形県税に未納がないこと。

税制併用 直近の決算で「賃上げ促進税制」を適用していないこと。

その他 過去5年間に重大な法令違反や、不正受給の経歴がないこと。



詳細は
こちらから



支給の要件

令和7年度の最低賃金決定日(10月1日)以降12月23日の適用日までの間に、以下の要件で賃金を引き上げた場合が対象です。

※ただし、12月23日以前にさかのぼって引き上げる場合も可とします。詳細は特設サイトをご覧ください。

対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
(ただし、非正規雇用労働者は週の所定労働時間が20時間以上)

※厚生労働省の「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」受給者及び受給見込み者は対象外です。

引上げ内容

時給1,032円未満の従業員の時給を64円以上引き上げ、1,032円以上にすること。

継続義務

賃金引き上げ後、1年以上の雇用を継続する必要があります。

また、引き上げた賃金以上の賃金水準についても、1年以上継続する必要があります。

申請について

申請期間

令和8年2月20日(金)～令和8年9月30日(水)

※予算上限に達し次第、受付を終了します。

申請方法

専用WEBサイトからの電子申請(電子申請ができない環境に限り郵送で受け付けます)
申請から振込まで 1～2ヶ月程度

必要書類

- ① 支援金申請書
- ② 従業員一覧表兼給与計算シート
- ③ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写しなど
- ④ 賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定後から申請時まで)
- ⑤ 預金通帳の写し(振込口座に関する情報が記載されているもの)
- ⑥ 賃上げ促進税制を利用していないことが確認できる書類
(法人税申告書または青色申告書の写しなど)

その他、追加で資料を求める場合があります。

支給までの流れ

STEP 01 申請



申請者が事務局へ申請を行います。
申請方法は電子申請を基本とします。*1

STEP 02 審査



事務局および県が審査し、確認事項、不備がある場合は電話やメール等にて修正や追加資料の提出を依頼します。

STEP 03 支給決定・不支給決定



審査の結果、認められた場合、山形県賃金引上げ緊急支援金支給決定通知を行います。

STEP 04 振込



支給決定通知を送付した申請者に対して、山形県より振込を行います。*2

*1 電子申請ができない環境に限り、郵送での申請を受け付けます *2 不備等がない場合、申請書類の受理から給付金の振込まで、1ヶ月から2ヶ月程度かかる見込みです。

お問い合わせ

山形県賃金引上げ緊急支援事業事務局

Tel.0570-025-802

<https://j-lppf3.jp/yamagata-chinage/>

受付時間

平日9:00～17:00

土日祝・お盆期間を除く

詳細は
こちらから

